鹿児島県公報

平成28年3月29日(火)第3199号



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

規則

○鹿児島県公有財産管理規則の一部を改正する規則(※)

- (財政課取扱い) 1
- ○鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則(※)(道路維持課取扱い)2

○県営土地改良事業の計画の決定 (6件)

(農地整備課取扱い) 3

○県営土地改良事業の計画の変更

(農地整備課取扱い) 5

○道路の区域の変更 (7件)

(道路維持課取扱い) 5

○道路の供用の開始(6件)

- (道路維持課取扱い) 6
- ○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(2件)
- (都市計画課取扱い) 10

- ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止
- (鹿児島地域振興局取扱い) 11
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者の指定 (姶良・伊佐地域振興局取扱い)11
 - (妇女 D. 在地域)
- ○開発行為に関する工事の完了公告

(建築課取扱い) 12

教育委員会規則

○教育職員免許状に関する規則及び鹿児島県立青少年研修センター規則の一部を改正する規則(※) (総務福利課取扱い)12

教育委員会訓令

- ○鹿児島県教育委員会公印規程及び鹿児島県教育委員会電子署名規程の一部を改正する 訓令(※) (総務福利課取扱い)13
- ○鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する訓令(※) (総務福利課取扱い) 13
- ○鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令(※)
- (総務福利課取扱い) 14

教育委員会教育長訓令

○鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令(※)

(総務福利課取扱い) 14

公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示

(生活安全企画課取扱い) 14

規則

鹿児島県公有財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第16号

鹿児島県公有財産管理規則の一部を改正する規則

鹿児島県公有財産管理規則(昭和39年鹿児島県規則第42号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項第4号中「第8条」を「第8条第1項」に、「同条第2項」を「同条第3項」 に改める。 附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道 の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第17号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める 国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則(平成21年鹿児島県規則第9号)の一部を次のように改正する。 第1条の表中

- 1	左欄	中	欄	右 欄	

を

左欄	中	欄	右 欄
鹿屋市	269号(県道鹿屋吾平佐多線	線との交点(鹿屋市高	維持及び修繕のうち
	須町909番3地先)から浜	田交差点までの区間に	植栽物の管理
	限る。)		

に,

大崎町	269号(鹿屋市との境界から荒佐三差路までの区	維持及び修繕のうち
	間に限る。)	除草

を

大崎町	269号(鹿屋市との境界から荒佐三差路までの区	維持及び修繕のうち
	間に限る。)	除草
錦江町	269号(皆倉バス停留所前から南大隅町との境界	維持及び修繕のうち
	までの区間に限る。)	除草
南大隅町	269号(錦江町との境界から「道の駅」根占前ま	維持及び修繕のうち
	での区間に限る。)	除草

に改め、同表に次のように加える。

瀬戸内町	58号(大島郡瀬戸内町大字網野子字亥ノ川709番2	維持及び修繕のうち
	地先から同町大字勝浦字三田103番17地先までの区	除草
	間を除く。)	

第2条の表中

左欄 中 横 右 欄	
----------------	--

を「

左欄	中	欄	右 欄
鹿屋市	鹿屋吾平佐多線(国道220	0号との交点(鹿屋市古	維持及び修繕のうち
	江町643番3地先)から国	道269号との交点(鹿屋	植栽物の管理
	市高須町909番3地先)ま	での区間に限る。)	

に,

南大隅町	佐多岬公園線	維持及び修繕のうち
		除草

を 「

南大隅町	鹿屋吾平佐多線(尾波瀬トンネル終点側坑口から	維持及び修繕のうち
	肝属郡南大隅町佐多馬籠字大久保873番1地先ま	除草
	での区間に限る。)	
	佐多岬公園線	

に改め,同表宇検村の項中「除草」の次に「及び植栽物の管理」を加え,同表に次のように加える。

瀬戸内町	蘇刈古仁屋線	維持及び修繕のうち 除草		
徳之島町	伊仙亀津徳之島空港線	維持及び修繕のうち		
	糸木名亀津線	除草		
	松原轟木線			
	亀徳港線			
	花徳浅間線			
和泊町	知名沖永良部空港線	維持及び修繕のうち		
		除草及び植栽物の管		
		理		

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

告示

鹿児島県告示第348号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備(畑地帯担い手支援型)(農業用用排水施設整備、農道整備及び土層改良)横山地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児 島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
 - 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
 - 平成28年3月30日から同年4月26日まで
- 3 縦覧場所
 - 西之表市役所農林水産課

鹿児島県告示第349号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地環境整備(区画整理)塩屋南部地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児 島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年3月29日

- 1 縦覧書類の名称
 - 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
 - 平成28年3月30日から同年4月26日まで
- 3 縦覧場所

中種子町役場農地整備課

鹿児島県告示第350号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地環境整備(区画整理)河内浦地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成28年3月30日から同年4月26日まで

3 縦覧場所

南種子町役場総合農政課

鹿児島県告示第351号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備(一般型)(農業用用排水施設整備、農道整備及び農用地保全)屋久地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成28年3月30日から同年4月26日まで

3 縦覧場所

屋久島町役場農林水産課

鹿児島県告示第352号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備(畑地帯担い手支援型)(農業用用排水施設整備、農道整備及び土層改良)伊美地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成28年3月30日から同年4月26日まで

3 縦覧場所

和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第353号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備(畑地帯担い手支援型)(農業用用排水施設整備、農道整備及び土層改良)手々知名地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

鹿児島県公報

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成28年3月30日から同年4月26日まで

3 縦覧場所

和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第354号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により,土地改良事業県営農地整備(畑地帯担い手育成型)(旧:畑地帯総合整備)(区画整理)第三畦布地区の計画を変更したので,関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成28年3月30日から同年4月26日まで

3 縦覧場所

和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第355号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により,次のとおり道路の区域を変更した。

なお,区域を表示した図面は,平成28年3月29日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路	線	名	変	更	の	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	桜島港黒神線 鹿児島市桜島赤生原町				亰町412	前	6.8~12.6	139. 0			
				番1地先から同市桜島武町			後	9.5~23.9	159. 0		
				11番 1	地先	まで			後	10.8~21.3	139.0

鹿児島県告示第356号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお,区域を表示した図面は,平成28年3月29日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

道路 の 種類	路	線	名	変	更	の	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	
---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	----------	--------------	--------------	--

国道	226号	枕崎市大塚中町169番1地	前	7.6~33.7	463. 9
		先から9番地先まで	後	12.6~33.7	463. 9
県道	指宿鹿児島イ	指宿市池田字椨木6770番33	前	11.1~24.4	608. 0
	ンター線	地先から同市池田字管山	後	11. $1 \sim 24.4$	608.0
		6719番1地先まで	後	13.5~97.1	572.0
		南九州市頴娃町上別府字上	前	16.8~60.0	303.0
		松渡瀬3660番1地先から同	後	16.8~29.4	303.0
		市頴娃町上別府字中原3686			
		番1地先まで			
	岩本開聞線	指宿市池田字石坂5475番8	前	8.3~9.3	107.8
		地先から5475番5地先まで	後	8.6~10.4	107.8
	永吉入佐鹿児	鹿児島市田上町5340番2地	前	$10.0 \sim 17.9$	57.0
	島線	先から5353番1地先まで	後	11.6~37.9	68.0
		鹿児島市田上二丁目13番5	前	19.4 \sim 75.9	156. 0
		地先から3番23地先まで	後	19.4 \sim 55.0	155. 2
	打木谷白沢津	枕崎市別府字小溝18111番	前	8.0~13.4	100.0
	線	1地先から同市別府字新蔵	後	11.5 \sim 13.4	100.0
		竿下18127番3地先まで			

鹿児島県告示第357号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年3月29日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

	, ,,	鹿児島県知事 伊藤	祐一郎	
道路			供用開始	
\mathcal{O}	路線名	供用開始の区間	の期日	
種類			の別口	
国道	226号	枕崎市大塚中町169番1地先から9番地先まで	平成28年	
県道	道 指宿鹿児島イン 南九州市頴娃町上別府字上松渡瀬3660番1地先から			
	ター線 同市頴娃町上別府字中原3686番1地先まで			
	岩本開聞線	指宿市池田字石坂5475番8地先から5475番5地先ま		
		で		
	永吉入佐鹿児島	鹿児島市田上町5340番2地先から5353番1地先まで		
	線	鹿児島市田上二丁目13番5地先から3番23地先まで		
	打木谷白沢津線	枕崎市別府字小溝18111番1地先から同市別府字新		
		蔵竿下18127番3地先まで		

鹿児島県告示第358号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

				724	7 L L D 7 L 7 L 3	D NATH PIE
道路 の 種類	路線	名	変更の区間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	269号		鹿屋市串良町細山田字牧山	前	11.2~31.4	341.6

		4823番1地先から同市串良	後	11.4~60.4	311.5
		町細山田字上潟3691番6地			
		先まで			
県道	垂水南之郷線	曽於市大隅町岩川字崩下	前	15.8~17.3	90. 0
		1453番9地先から1453番3	後	15.8~25.2	90.0
		地先まで			
	塗木大隅線	志布志市松山町新橋字山下	前	9.1~21.5	141. 5
		278番10地先から同市松山	後	9.2~18.5	141. 5
		町新橋字松尾1559番3地先			
		まで			
	宮ヶ原大崎線	志布志市有明町蓬原字春日	前	8.4~8.9	189. 4
		堀137番1地先から99番8	後	6.9~13.8	199. 5
		地先まで	後	6.9~8.2	189. 4
	永吉高山線	肝属郡肝付町新富字四十割	前	6.0~20.2	1, 000. 9
		2975番3地先から同町新富	後	12.0~31.6	994. 2
		字松崎1292番1地先まで			
	鹿屋環状線	鹿屋市飯隈町1676番地先か	前	6.3~22.0	380. 4
		ら1609番1地先まで	後	10.3~22.0	380. 4
		鹿屋市笠之原町2021番1地	前	8.8~54.2	334. 9
		先から1921番1地先まで	前	12.7 \sim 68.1	403.0
			後	12.7 \sim 110.9	403.0
		鹿屋市笠之原町1921番1地	前	39.5~109.0	2, 034. 9
		先から同市東原町2862番1	後	25.0~61.0	2, 034. 9
		地先まで			
	鹿屋串良イン	鹿屋市東原町2860番8地先	前	10.0~179.0	4, 046. 7
	ター線	から同市串良町細山田字十	後	10.0 \sim 170.9	4, 046. 7
		三塚5520番1地先まで			

鹿児島県告示第359号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年3月29日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

道路 の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の 期日
国道	269号	鹿屋市串良町細山田字牧山4823番1地先から同市串	平成28年
		良町細山田字上潟3691番6地先まで	3月29日
県道	垂水南之郷線	曽於市大隅町岩川字崩下1453番9地先から1453番3	
		地先まで	
	塗木大隅線	志布志市松山町新橋字山下278番10地先から同市松	
		山町新橋字松尾1559番3地先まで	
	宮ヶ原大崎線	志布志市有明町蓬原字春日堀137番1地先から99番	
		8 地先まで	
	永吉高山線	肝属郡肝付町新富字四十割2975番3地先から同町新	
		富字松崎1292番1地先まで	
	鹿屋環状線	鹿屋市飯隈町1676番地先から1609番1地先まで	

112.7

805. 2

799. 1

地先まで

先から3428番2地先まで

薩摩川内市下甑町長浜字古

川263番1地先から同市下

甑町長浜字城之田916番1

鹿児島県告示第360号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更 した。

なお,区域を表示した図面は,平成28年3月29日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課に おいて一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

504号

路線名

鹿児島蒲生線

手打藺牟田港

道路

 \mathcal{O}

種類

国道

県道

	鹿	児島県知事	伊藤祐一郎
変更の区間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
薩摩郡さつま町求名字前田	前	8.5~119.5	6, 915. 4
12966番2地先から同町田	後	8.5~50.2	6, 086. 4
原字野元147番6地先まで	後	14.0~129.6	6, 702. 7
鹿児島市川上町3517番1地	前	24.4~48.5	112.7

38.8~49.6

5.8~37.0

 $9.9 \sim 37.9$

後

前

後

鹿児島県告示第361号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始 する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年3月29日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

鹿児島県知事	伊藤祐一郎	1
IP		١

道路 の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始 の 期 日
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市川上町3508番2地先から3428番2地先まで	平成28年
	手打藺牟田港線	薩摩川内市下甑町長浜字古川263番1地先から同市	3月29日
		下甑町長浜字城之田916番1地先まで	
	犬飼霧島神宮停	霧島市牧園町下中津川字妙見崎14番4地先から同市	
	車場線	牧園町下中津川字岩下44番6地先まで	

鹿児島県告示第362号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更 した。

なお,区域を表示した図面は,平成28年3月29日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課に おいて一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路線名	変更の区間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	西之表南種子	西之表市現和字荒﨑5748番	前	7.0~18.0	770. 0
	線	3 地先から同市現和字上田	後	11.5~22.0	770.0
		之脇5863番1地先まで			

鹿児島県告示第363号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により,次のとおり道路の供用を開始する。

なお,供用の開始の区間を表示した図面は,平成28年3月29日から2週間,鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

鹿児島県知事	伊藤祐一郎

道路			供用開始
の	路線名	供用開始の区間	の期日
種類			り 朔 日
県道	西之表南種子線	西之表市現和字荒﨑5748番3地先から同市現和字上	平成28年
		田之脇5863番1地先まで	3月29日

鹿児島県告示第364号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更 した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路	線	名	変	更	Ø	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	西之	表南	種子	熊毛郡				-	前	8.4~14.2	283. 7
	線			川6209							
				字宮薗							
				熊毛郡	南種	子町	西之	字高田	後	16.8~40.3	280. 0
				添6265	番 2	地先	から	同町西			
				之字宮	薗59	81番	1 地	先まで			

鹿児島県告示第365号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年3月29日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路			供用開始
0)	路線名	供用開始の区間	の期日
種類			マク 朔 口
県道	西之表南種子線	熊毛郡南種子町西之字高田添6265番2地先から同町	平成28年
		西之字宮薗5981番1地先まで	3月29日

鹿児島県告示第366号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により,次のとおり道路の区域を変更した。

なお,区域を表示した図面は,平成28年3月29日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

道路 の 種類	路級	泉名		変	更	の	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	喜界島	循環絲	Ŕ	大島郡	喜界	町大	字坂	嶺字前	前	6.4~7.5	85. 5
				金久20	37番	2 地	先か	ら2059	後	7.5 \sim 11.1	85. 5
				番地先	まで						

鹿児島県告示第367号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお,供用の開始の区間を表示した図面は,平成28年3月29日から2週間,鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路			供用開始
の	路線名	供用開始の区間	
種類			の期日
県道	喜界島循環線	大島郡喜界町大字坂嶺字前金久2037番2地先から	平成28年
		2059番地先まで	3月29日

鹿児島県告示第368号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
 - 霧島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 国分都市計画及び隼人都市計画下水道事業
 - (2) 名称 国分隼人公共下水道
- 3 事業施行期間

平成2年1月26日から平成35年3月31日まで(変更前平成28年3月31日まで)

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

平成2年1月26日鹿児島県告示第170号,平成7年9月11日鹿児島県告示第1475号,平成8年3月29日鹿児島県告示第657号,平成9年6月20日鹿児島県告示第934号,平成11年7月6日鹿児島県告示第1004号,平成13年7月17日鹿児島県告示第1058号及び平成20年8月8日鹿児島県告示第1236号の事業地のうち国分松木東地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成2年1月26日鹿児島県告示第170号,平成7年9月11日鹿児島県告示第1475号,平成8年3月29日鹿児島県告示第657号,平成9年6月20日鹿児島県告示第934号,平成11年7月6日鹿児島県告示第1004号,平成13年7月17日鹿児島県告示第1058号及び平成20年8月8日鹿児島県告示第1236号の事業地のうち大字隼人町見次字東雨ヶ迫,字土取窪及び字ヤケミト地内において事業地を変更し,同事業地に大字隼人町見次字榎田を加える。

鹿児島県告示第369号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 施行者の名称
 奄美市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名瀬都市計画下水道事業
 - (2) 名称 奄美市公共下水道
- 3 事業施行期間

昭和52年3月7日から平成33年3月31日まで(変更前平成28年3月31日まで)

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

鹿児島地域振興局告示第7号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の19第2項の規定により,指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成28年3月29日

鹿児島地域振興局長 西啓一郎

事	業 所	指定障	虚	障害児通		
名称	所 在 地	名 称	主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月	所支援の
和 你	別 狂 堰	和 你	所在地	名	Н	種類
たけのこキッズ	鹿児島市春山町	特定非営利活動	鹿児島市春山町	坂上 竜次	平成28年	児童発達
	1212番地 7	法人たけのこキ	1212番地 7		3月31日	支援
		ッズ				
おひさまSun	鹿児島市小野四	社会福祉法人川	鹿児島市川上町	池田 安則	平成28年	児童発達
	丁目15番16号	上福祉会	3472番地		3月31日	支援・放
						課後等デ
						イサービ
						ス
アシストかごし	鹿児島市桜ヶ丘	一般社団法人ラ	鹿児島市坂之上	鶴留 博一	平成28年	児童発達
ま	六丁目17番17号	イフサポートか	四丁目12番15号		3月31日	支援
		ごしま	(ブライトヒル			
			102号)			
児童発達支援事	日置市日吉町日	特定非営利活動	日置市日吉町日	満尾 昌子	平成28年	児童発達
業所おひさま	置1058番地1	法人おひさま	置1058番地1		3月31日	支援
こどもの家すく	鹿児島市住吉町	社会福祉法人大	日置市伊集院町	潟山 康博	平成28年	児童発達
すくしえんせん	7番14号	潟福祉会	妙円寺一丁目64		3月31日	支援・放
た一風のことり			番地1			課後等デ
						イサービ
						ス
放課後等デイサ	鹿児島市池之上	合名会社南邦商	鹿児島市池之上	中島賢二郎	平成28年	放課後等
ービスぱぁにぃ	町9番9号	事	町 9 番14号		3月31日	デイサー
						ビス
子育てサポート	鹿児島市明和二	合同会社Kキッ	鹿児島市明和二	小薗 幸一	平成28年	放課後等
Kキッズ	丁目14番15号	ズ	丁目14番15号		3月31日	デイサー
						ビス

始良·伊佐地域振興局告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年3月29日

姶良·伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業	美 所	申 請 者			* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	障害福祉
h sh		h th	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月 日	サービス
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名		の種類
きりしま社仲	霧島市霧島田口	一般社団法人天	霧島市国分中央	山口 昌司	平成28年	就労継続
	2638番地508	盟会	五丁目4番12号		3月11日	支援 A 型

告 公

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関 する工事は, 完了した。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(1 工区)

西之表市西之表字中之野16314番7の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

西之表市西之表9952番地1

種子島產婦人科医院組合

管理者 長野力

教 育 委 員 会 規 則

教育職員免許状に関する規則及び鹿児島県立青少年研修センター規則の一部を改正する規則 をここに公布する。

平成28年3月29日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第8号

教育職員免許状に関する規則及び鹿児島県立青少年研修センター規則の一部を改正する

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第1条 教育職員免許状に関する規則(昭和30年鹿児島県教育委員会規則第1号)の一部を次 のように改正する。

別記第11号様式中「鹿教委指令第

号」を「指令 第 号」に、

「起用員数」を「教員数」に改める。

(鹿児島県立青少年研修センター規則の一部改正)

第2条 鹿児島県立青少年研修センター規則(昭和45年鹿児島県教育委員会規則第10号)の一 部を次のように改正する。

別記第2号様式中「鹿教委指令第 号」を「指令 第 号」に改める。

附則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際,現に第1条の規定による改正前の教育職員免許状に関する規則に規 定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができ
- 3 この規則の施行の際、現に青少年研修センターの使用の許可を受けている者は、第2条の 規定による改正後の鹿児島県立青少年研修センター規則による許可を受けた者とみなす。

教育委員会訓令

鹿児島県教育委員会訓令第2号

鹿児島県教育委員会公印規程及び鹿児島県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令を 次のように定める。

平成28年3月29日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会公印規程及び鹿児島県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令

(鹿児島県教育委員会公印規程の一部改正)

第1条 鹿児島県教育委員会公印規程(昭和34年鹿児島県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の2中「及びかいの長」を「,かいの長及びその他の職にある者」に改める。 別表中

Γ	Γ				
	鹿児島県教育委 員会事務局〇〇	+01	鹿 児 島 県 教 育 委 員 会	庁 内	→
	課長印	方21	事 務 局	各 課	を
Г			3114 411	,,,	J
1	鹿児島県教育委		鹿児島県	庁	
	員会事務局○○ 課長印	方21	教育委員会 事務 局	内 各	
			·····課長印	課	
	鹿児島県教育委		鹿児島県	課	に改める。
	員会事務局○○ 課○○室長印	方21	教 育 委 員 会 事務局···課	に 置	
			・・・室長印	<	
				室	

(鹿児島県教育委員会電子署名規程の一部改正)

第2条 鹿児島県教育委員会電子署名規程(平成14年鹿児島県教育委員会訓令第3号)の一部 を次のように改正する。

第4条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 室長

別表中課長の項を次のように改める。

課長 室長 附 則

本庁の各課長及び各室長

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

鹿児島県教育委員会訓令第3号

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成28年3月29日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程(昭和36年鹿児島県教育委員会訓令第2号)の一部を 次のように改正する。

第16条第1項の表以外の部分及び同項の表営利企業等の従事許可の項区分の欄中「営利企業 等の従事許可」を「営利企業への従事等の許可」に改め、同項根拠規定の欄中「営利企業等の 従事制限に関する規則」を「営利企業への従事等の制限に関する規則」に改め、同項手続の欄 中「営利企業等の従事制限に関する規則」を「営利企業への従事等の制限に関する規則」に, 「営利企業等の従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改める。

附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

鹿児島県教育委員会訓令第4号

鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

古川仲二 鹿児島県教育委員会教育長

鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育委員会文書規程(平成24年鹿児島県教育委員会訓令第2号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第4号中「等(以下「課等」を「課」という。)」を削る。

第21条第1項中「課長」の次に「又は室長」を加える。

第26条第1項第1号中「, 指令には鹿教委を」を削る。

第41条第5項第3号中「又は決定」を削る。

別表第1の第6中「鹿教委指令第

号」を「指令 第 号」に改める。

附則

- この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
- この訓令による改正後の鹿児島県教育委員会文書規程第41条第5項第3号の規定は、この 訓令の施行の日以後の行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに係るも のについて適用し、同日前の行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに 係るものについては、なお従前の例による。

教育委員会教育長訓令

鹿児島県教育委員会教育長訓令第1号

鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成28年3月29日

> 鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程(昭和49年鹿児島県教育委員会教育長訓令第1号) の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表1の項委任事項の欄第1号に次のように加える。

エ 期間の更新に係るもの

附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第36号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項 の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和 60年国家公安委員会規則第4号) 第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している と認めた。

平成28年3月29日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRソルジャーSRT1	マルホン工業株式会社	6P0075
ぱちんこ遊技機	CRソルジャーSRTK	マルホン工業株式会社	6P0112
ぱちんこ遊技機	CRA地獄少女 弐FPY	株式会社藤商事	6P0091
ぱちんこ遊技機	CRA着信アリ FPWZ	株式会社藤商事	6P0129
ぱちんこ遊技機	CR美男ですねVAE	株式会社高尾	5P1534
ぱちんこ遊技機	CRダークフォースM	株式会社高尾	6P0024
ぱちんこ遊技機	CRリアル鬼ごっこWAB	株式会社高尾	6P0060
ぱちんこ遊技機	CRクイーンズブレイド2WAC	株式会社高尾	6P0136
ぱちんこ遊技機	CRAヤッターマンDS	株式会社サンスリー	6P0110
ぱちんこ遊技機	CR魔法少女リリカルなのはMT	株式会社三洋物産	6P0140
	В		
回胴式遊技機	パチスロそらのおとしものフォル	DAXEL株式会社	6S0047
	テ/DX		
回胴式遊技機	コクッチーブラック	株式会社タイヨー	6S0127